

事務連絡  
令和5年2月8日

各都道府県消防防災主管課 } 御中  
東京消防庁・各指定都市消防本部 }

## 消防庁予防課

火災予防関係手続における電子申請等の令和4年度中の導入に向けた対応について

平素から消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

火災予防関係手続における電子申請等については、令和4年度中の導入に向けて取組を推進するようお願いしてきたところです。電子申請等の導入が完了していない消防本部におかれましては、下記を踏まえ、令和4年度中に電子申請等が導入できるよう必要な対応をお願いします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 導入支援アドバイザーの活用について

「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入支援に係るアドバイザー制度の実施について」（令和4年5月25日付け消防予第254号）により設置をお知らせした導入支援アドバイザーについては、令和5年3月15日までが実施期間となっているため、積極的に利活用して令和4年度中に電子申請等の受付を開始できるように取組を進められたいこと。

#### 2 ぴったりサービスの運用制限について

「マイナポータル申請管理への機能移行に向けた作業実施の依頼について（情報提供）（令和4年12月28日付け事務連絡）」においてお知らせしたぴったりサービス自治体側システムの運用制限に伴い、令和5年3月11日から令和5年4月3日までの間はぴったりサービスの手続の設定ができないため、令和4年度中に手続の設定を予定している消防本部については令和5年3月

10 日までに実施されたいこと。

### 3 電子申請等の導入方法について

電子申請等の導入方法については、ぴったりサービスの活用以外にも、各自治体で独自に構築している電子申請システムや電子メール等の方法があること。LGWAN に接続されていない等の理由により、直ちにぴったりサービスを活用することができない消防本部においては、まずは電子メールでの受付体制を速やかに構築されたいこと。

また、ぴったりサービスを活用しない場合であっても、国民の利便性向上の観点から、ぴったりサービス上に各自治体で独自に構築している電子申請システムや電子メールの受付先が掲載された消防本部のホームページへのリンクを設定し、利用者がぴったりサービスを経由すれば各消防本部の電子申請等に到達できるよう対応されたいこと。

なお、設定方法は、「火災予防分野の各種手続における電子申請等導入マニュアル第 1.1 版」（令和 4 年 8 月総務省消防庁予防課）2.4.3(4)を参照すること。

### 4 財政措置について

消防本部において、ぴったりサービスを活用した電子申請等を受け付けるために必要となる LGWAN 接続端末等の整備に要する経費について、令和 5 年度も引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

### 5 今後の予定について

令和 5 年 4 月 1 日時点での、火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に関する状況調査を実施予定であること。

(問い合わせ先)

総務省消防庁予防課

担当：米田、中嶋、上野、藤原、原口

TEL：03-5253-7523

MAIL：yobo@soumu.go.jp